

筑紫野市介護予防・日常生活支援総合事業に関する質問への回答（平成29年6月9日回答）

No. は通し番号（「総合事業に関する質問への回答（平成29年3月6日回答）」からの続き番号）

No.	分類	質問	回答
28	事業所指定 （みなし指定 事業所）	4月から定員を増やす予定。それに伴って、地域密着型通所介護を廃止し、通所介護の新規指定を受けることになる。総合事業については、みなし指定を受けているが、改めて申請を出す必要があるのか。	総合事業については、介護予防通所介護の廃止ではないので新たな指定は不要（介護予防通所介護の指定が継続していれば総合事業のみなし指定は有効）。地域密着型通所介護については、平成27年3月に筑紫野市の被保険者が利用していたためみなし指定を受けている。廃止について把握したいので、地域密着型通所介護の廃止届を提出して頂きたい。
29	事業所指定 （みなし事業 所以外）	総合事業の提出書類の中で、勤務形態一覧表は人が入れ替わっているが県に提出した当時のものでよいか。	内容が変わっているのであれば最新のものを提出してください。
30	事業所指定 （みなし事業 所以外）	サテライト事業所であるが、筑紫野市民は本体事業所のみを利用。指定申請書類は本体事業所のみでよいか。	サテライト事業所は、本体とサテライト（出張所）と一体として指定されているとみなされています。よって本来は両方の内容も含めた提出が必要（付表2、付表2別紙、平面図、備品、施設の写真、勤務体制一覧と従業員関係書類をそれぞれの事業所分）。ただし当事業所の場合、筑紫野市民の利用は本体事業所のみとのことなので、サテライト（出張所）の平面図、備品、写真は不要とします。
31	事業所指定 （みなし事業 所以外）	みなし指定事業所ではないため、現在筑紫野市に指定申請中である。指定を受けた後は、総合事業のための新しい事業所番号が付番されるのか。	総合事業の指定により事業所番号が新設・変更することはありません。
32	事業対象者の サービス	更新申請により4月1日から非該当となる方がいるため事業対象者として総合事業の利用を勧めてよいのか。また、利用者が希望して事業所の受け入れが可能であれば、これまで要支援1で週2回の訪問介護を利用していた人が同様に週2回利用することは可能か。配布パンフを見る限りでは、事業対象者は回数分の費用を支払えば週1回でも2回でも選択できると受取るがそれで良いのか。	4/1から事業対象者として総合事業の利用は可能な方であるため、チェックリストを実施し、該当者とみなすようであれば届出を行うことは可能です。筑紫野市では、事業対象者の給付を利用回数に応じた設定にしていますが、あくまでも適切なケアマネジメントにより利用回数を決めていただきます。パンフレット等が安易な利用につながるような印象を与えていることについては、今後対策を検討をします。
33	地域単価	太宰府市にあるみなし指定の事業所。筑紫野市の利用者がいるが、地域単価は筑紫野、太宰府どちらが適用か。	H27.3.31以前の県指定事業所である「みなし指定」事業所においては、従来どおり所在地市町村の地域単価を適用します。しかし、みなし指定も来年3月末までの有効であるため、それまでに当市の指定を受ける必要があり、その場合は指定日より筑紫野市の地域単価（7級地：通所介護は10.14円）となるため注意が必要です。
34	地域単価	「みなし指定」ではなく総合事業の新規指定の事業所の場合は、指定先の市町村の地域単価を採用とのこと。介護給付の場合はどうなるのか。	介護給付については、これまで通り所在地の地域単価で変わりありません。

筑紫野市介護予防・日常生活支援総合事業に関する質問への回答（平成29年6月9日回答）

No. は通し番号（「総合事業に関する質問への回答（平成29年3月6日回答）」からの続き番号）

No.	分類	質問	回答
35	住所地特例	博多区が保険者である筑紫野市の住所地特例施設に入居している人は、筑紫野市の総合事業が利用できる。その際の地域単価はどちらを採用するのか。利用しているサービス事業所は筑紫野市内事業所。	該当事業所はH27.3.31以前に県から新規指定を受けている「みなし指定」事業所である。「みなし指定」事業所の場合、所在市町村の地域単価を採用するため、筑紫野市の地域単価を採用。
36	日割り請求	総合事業の国基準のサービス（訪問も通所も）の日割り請求の条件として「月の途中で契約した場合」となっているが、事業所と契約した日が例えば4月2日や3日などであり、その月は週1回の利用が計画的に実施され結果的に一月4回の全てを利用した場合でも、月包括報酬ではなく日割りに基づく請求となるのか。	お見込みの通りです。契約日が月初めから一日でも遅れば日割り計算に基づく費用となります。月額単位数で請求をするには、サービス利用開始の前月に契約するという方法があります（契約月に利用がない場合は請求できず、利用がある月からの請求となるため）。
37	日割り請求	国基準のサービス（訪問も通所も）の日割り請求の条件として「月の途中で契約した場合」となっているが、契約を月初旬に行い、利用が月末1回のみな場合でも、契約日からの日割り請求が可能ということで間違いはないか。	間違いありません。
38	日割り請求	総合事業の日割り請求について、加算についても日割りとなるのか。	加算・減算については、日割り計算用のサービスコードがあるものについてのみ日割りとなるが、それ以外は月額単位数で算定します。例えば、契約日からの日数が数日しかない月で、同一建物減算等の減算の単位数の方が大きい月であればその月はマイナス単位となるため、請求はできません。
39	サービス事業所の計画書	地域包括支援センターからいただいたサービス計画書に「訪問型サービス」と表記されている。訪問介護計画書も、総合事業に移行した全利用者の分の名称を変えないといけないのか。	既に介護予防訪問介護計画書が作成されている利用者については、改めて作成する必要はありません。サービス内容が見直される場合や更新時など、計画を新たに作成する場合に新しい名称で作成してください。その際名称の指定はしませんが、総合事業における訪問型サービスの計画であることが分かるようにしてください。
40	ケアマネジメント費	総合事業の通所型サービスと予防給付の居宅療養管理指導のみのサービス利用者。計画費は予防と総合事業とどちらで請求するのか。	居宅療養管理指導は限度額管理外のサービスなので、限度額管理を必要とする総合事業の介護予防ケアマネジメント費（総合事業の計画費）で請求してください。